

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に係る意見募集に対して寄せられた御意見等について

令和3年3月26日
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」について、令和3年1月27日（水）から令和3年2月25日（木）まで御意見を募集したところ、3件（※）の御意見をいただきました。

（※）提出意見の件数は、意見提出者数で計算しています。

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する考え方について、以下のとおり御報告いたします。なお、今回の意見募集の対象とした省令案に関する御意見ではなかったものについては、今後の参考とさせていただきます。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも法務・厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

回答番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	「技能実習実施困難時届出書」について、技能実習生から声を聞く調査を行ったり、解雇や不当な自己都合退職が行われていないか、提出機関の面前で事業主と当該技能実習生から実態を確認できるような仕組みにするべきです。	技能実習実施困難時届出書については、外国人技能実習機構において届出内容に疑義が生じた場合は、同機構が監理団体等に確認を行っており、また、当該監理団体等に係る技能実習生が実習の継続を希望する場合には、当該監理団体等が円滑な転籍に向けた支援を行うこととしています。
2	不正や漏れがないようにするというこのようですので、賛成です。	御意見いただきありがとうございました。